



Title	プラットフォーム独占に対する法適用：権利構成の観点から
Author(s)	小林, 恵
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44843
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 小 林 恵

博士の専攻分野の名称 博 士 (国際公共政策)

学 位 記 番 号 第 18849 号

学 位 授 与 年 月 日 平成 16 年 3 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第 4 条第 1 項該当

国際公共政策研究科比較公共政策専攻

学 位 論 文 名 プラットフォーム独占に対する法適用：権利構成の観点から

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 茶園 成樹

(副査)

教 授 小林 敏男 助教授 武田 邦宣

論 文 内 容 の 要 旨

技術標準、すなわち規格を定義する知的財産権は、規格競争を巡るネットワーク外部性と結びつくことによって、市場を独占することが可能となる場合がある。さらに多様な補完財市場の基盤（プラットフォーム）として複数の市場にその影響力が拡大されると、単独の知的財産権に基づく「プラットフォーム独占」を形成する可能性もある。本稿は、このような状況において動態的な競争を促進するためにはどのような法適用が望ましいかについて、先行権利者と後発開発者間の権利構成の観点から、検討することを目的とするものである。

アメリカにおいては、プラットフォーム独占が発生している場合でも、反トラスト法上の不可欠施設の法理（エッセンシャル・ファシリティ理論）が適用される可能性は極めて低く、また独占者によるライセンス拒絶は限定的なケース以外では合法性が推定される行為とみなされている。そのため、プラットフォーム財のライセンス拒絶に関して、競争法の介入は期待できない状況であると考えられる。また近年特許法の保護対象が拡大されていること、クレーム解釈に関する明確な基準がないこと等も、先行開発者たる権利者に有利に働き、そのパワーを強化する要因になっていると考えられる。

学説においても、規制によって効率性が損なわれるおそれがあること等を理由に、競争法の介入に批判的なものも多いが、筆者の見解では、①プラットフォーム独占では動態的な消費者余剰を最大化させるためには不可欠な技術の置換が発生し難いため、何らかの置換促進スキームが必要であり、②プラットフォームの規格上での累積的開発も便益の拡大には不可欠であるため、累積的開発者とのライセンス契約促進スキームが必要であり、また③既存のライセンシーが事後的かつ恣意的にライセンスを拒絶される場合には、プラットフォームへの投資インセンティブが減少して効率性が低下するために、その保護スキームも必要であると考えられる。

しかし、その手段として競争法の介入が正当化されるのは、③の場合に限定されると思われる。なぜなら、①に関しては、強制アクセス命令では技術を置換させようとするインセンティブの低下につながるおそれがあり、②に関しては、累積的開発は確保されても、後発開発者によるただ乗り等の問題を排除できず、権利者の法定排他権および経済効率性が損なわれると考えられるためである。これに対して、③に関しては、プラットフォームの形成に貢献してきた既存ライセンシーに対し、事後的にライセンスを拒絶する行為には、権利者側に反競争的意図が認められる余地があるとともに、単なる模倣者へのライセンスまで強制するものではないことから、法定排他権あるいは経済効率性への影響も少なく、正当性があると考えられるのである。他方、①および②に関しては、知的財産権法による解決を

図ることによって、プラットフォーム独占の効率性および権利者のインセンティブの低下という問題を避けることが可能となると思われる。たとえば、実施可能要件を重視し、不明確なクレーム解釈に基づく権利範囲の拡大を抑止する、あるいは累積的な開発を確保するために、リバース・エンジニアリング等互換性確保の手段を許容するといった、先行研究の主張を取り入れることによって、最も効率的な制度設計を検討するべきであると思われる。

このようにプラットフォーム独占においては、競争法の介入が必要とされる場合と、知的財産権に基づく権利調整が適切である場合に区別した法適用の必要があるとの結論に至った。わが国においても、独占禁止法と知的財産権諸法の規制範囲の明確化を図り、既存ライセンスへの正当な理由のないライセンス拒絶の規制を中心とする独占・寡占規制の運用、および実施例の重視を基本とする実施可能要件の精査等を検討していくことが、プラットフォーム独占の効率性の最大化に繋がると考えられる。

論文審査の結果の要旨

技術に関する知的財産権は、ある技術の独占を権利者に許容するものであるが、通常、当該技術に代替する技術が存在するため、技術の独占が市場の独占につながることはない。しかしながら、知的財産権は、システム製品における技術標準、すなわち規格を定義するような場合、規格競争を巡るネットワーク外部性と結びつくことによって、市場を独占することが可能となる。そして、多様な補完財市場の基盤（プラットフォーム）として複数の市場にその影響力が拡大されると、単独の知的財産権に基づくプラットフォーム独占を形成する場合もある。本論文は、このような状況において動態的な競争を促進するためには、どのような法適用が望ましいかについて、アメリカの判例学説の考察を踏まえて検討しようとするものである。

まず、第1章において、ネットワーク外部性とプラットフォーム独占の概念を説明した上で、プラットフォーム独占がネットワーク外部性と結びつくことによって市場競争に悪影響を及ぼすおそれがあることを指摘する。次に、第2章・第3章においては、アメリカの判例を検討する。第2章では、エッセンシャル・ファシリティ理論に関する判例及び知的財産権のライセンス拒絶に関する判例を検討し、第3章では、市場競争と重要な関係を持つ知的財産権の保護範囲に関する判例を検討する。第4章では、第2章・第3章で検討した判例に関するアメリカの学説を紹介する。そして、第5章において、以上の考察を踏まえて、我が国においてプラットフォーム独占の問題を解決するために、独占禁止法と知的財産権法をどのように適用すべきかを論じる。

本論文は、アメリカの判例学説の考察から、プラットフォーム独占市場において動態的な効率性を最大化するための方法として、①技術の置換を促進するスキーム、②累積的开发を確保するためのライセンス契約促進スキーム、③既存ライセンスの保護スキームの3要素が必要であることを論証し、競争法の介入においては、①と②が相反することとなり、また実効性の点から、③としてだけ問題とすべきであり、①と②については知的財産権法の問題として対処すべきと主張し、その具体的な対応策を提示している。

従来、プラットフォーム独占については、様々な視点から論じられ、十分に議論がかみ合わないことが多かったが、本論文では、問題点を的確に整理し、競争法と知的財産権法の役割分担という観点から、説得的な論拠をもって解決策を提言するものであり、博士（国際公共政策）の学位を授与する価値を有するものと認められる。